



川崎市任期付研究員採用選考案内

(川崎市環境総合研究所勤務)

川崎市総務企画局人事部人事課

受付期間 (郵送)

平成 30 年 12 月 10 日 (月) ~ 平成 31 年 1 月 9 日 (水) (消印有効)

川崎市環境総合研究所では、優れた環境技術や企業の集積など本市が有する特色に着目し、低炭素・循環型都市システム構築の観点から、本市の環境施策やエネルギー対策の推進に寄与する研究や大気及び水質等に係る調査研究など、環境施策に関わる総合的な研究を実施しています。

また、多様化し複雑化する国際的な環境問題について、様々な研究機関や国際機関とのネットワークなどを活用し、環境分野における国際貢献事業を実施しています。

このため、本市施策の推進に関する研究について、専門的な知識経験等を有する研究員を公募します。

1 募集内容

採用区分	募集人数	研究分野及び職務内容
川崎市任期付研究員 〔若手育成型〕	1 名	【研究分野】 ○川崎市発環境技術の移転を通じた国際貢献の研究 ○他の研究機関等と連携した川崎市の環境施策に関わる総合的な研究 ※特に、資源循環・廃棄物管理の国際貢献及びアジア新興国の河川の水質改善に関する国際貢献
		【職務内容】 環境総合研究所における次の研究業務等に従事します。 ○本市の環境施策に関わる研究の企画及び実施 ○本市の国際貢献事業の計画及び実施 (主たる業務) ○環境総合研究所における所管事務の実施

※環境総合研究所の事業内容等についてはこちらをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-3-8-0-0-0-0-0-0-0.html>

※勤務形態は、週 5 日勤務 (午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分) で、週休日は土曜日・日曜日です。

2 任期

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

3 応募資格

- (1) 研究分野に関する専門知識及び研究経験を有する人。
- (2) 研究所で実施する研究に主体的に参画するとともに、民間企業や市民との調整・説明に係る業務能力を有する人。
- (3) 博士課程修了者又はそれに相当する知識経験を有する人。
- (4) 調査・研究を円滑に進めるために必要な日本語及び外国語（英語等）によるコミュニケーション能力を有する人。

※ 上記の応募資格にかかわらず、地方公務員法第16条により、次に該当する人は応募できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 応募手続

申込方法	封筒の表に「任期付研究員採用選考申込書在中」と朱書して、必ず簡易書留で郵送してください。 ※ 簡易書留以外での郵便事故については一切責任を負いません。
申込書の郵送先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市総務企画局人事部人事課
提出書類	(1) 申込書(所定の様式) <u>署名欄は必ず自署</u> してください。 (2) 履歴書(JIS規格A4版) ※市販のもの等に写真貼付 (3) 研究業績目録(様式自由:原著論文、著書、総説・解説、口頭発表別に記載) (4) 主要論文 別刷り又はコピー ・執筆した論文 1～2編(英語で執筆した論文の場合は日本語概要を添付すること) (5) これまでの研究概要(様式自由:A4版1～2枚程度)

	<p>(6) 「1 募集内容」の研究分野に関する研究に対する抱負（様式自由：A 4 版 1 枚 1,000 字程度）</p> <p>(7) 学位記の写し又は学位取得（見込）証明書（博士のもの、修士課程修了者については、修士の学位記の写し又は学位取得証明書）</p> <p>(8) 返信用封筒（82 円切手を貼り、宛先を明記した長 3 封筒）</p> <p>※受験票を発送するために使用します。受付期間終了後、郵送します。</p> <p>※提出書類は（4）を除き、日本語によるものとします。</p> <p>※提出していただいた書類は返却いたしません。御了承ください。</p>
申込受付期間	<p>平成 30 年 12 月 10 日（月）～平成 31 年 1 月 9 日（水）（消印有効）</p> <p>※ 申込受付期間後の申込は受理することができませんので、御注意ください。</p>

5 選考方法

- (1) 第 1 次選考
書類審査
- (2) 第 2 次選考（第 1 次選考合格者を対象に実施）
面接（提出書類及び研究業績に関する質疑等（一部英語による））

6 合格発表

- (1) 第 1 次選考の結果については、平成 31 年 1 月 25 日（金）（予定）に文書で通知を発送します。第 1 次選考の合格者には、併せて第 2 次選考実施の日時及び場所を通知します（第 2 次選考は 2 月 4 日（月）実施予定）。なお、1 月 29 日（火）までに通知が到着しない場合は、人事課まで電話で御連絡ください。
- (2) 第 2 次選考の結果及び採用決定については、平成 31 年 2 月中旬に文書で通知します。

7 給与

「川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」の規定に基づき支給

支給例（平成 30 年 12 月 1 日現在）

1 号給で採用の場合	給与月額（地域手当を含む額）	382,800 円
	年収	590 万円程度
2 号給で採用の場合	給与月額（地域手当を含む額）	424,560 円
	年収	660 万円程度

※ 研究業績、経歴等に応じ、一定の基準に基づいて決定されます。

※ 通勤手当（1 ヶ月当たり最高 55,000 円）、時間外勤務手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。なお、扶養手当、住居手当、勤勉手当等は支給されませ

ん。

※ 条例等の改正（給与改定等）により、上記の額が変更されることがあります。なお、任用期間を通じて昇給はありません。

8 その他

- (1) 採用となった場合には一般職の地方公務員となり地方公務員法の適用を受けます。地方公務員の基本理念、職務上の義務、身分上の義務などを遵守して公務にあたる必要があります。
- (2) 地方公務員法第38条により、原則として他の仕事との兼職はできません。
- (3) 応募資格がないこと又は「申込書」、「履歴書」及び「研究業績目録」等の提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されないことがあります。
- (4) 選考に際して市が収集する個人情報とは、採用選考及び採用手続にのみ使用します。

9 問い合わせ先

(研究分野及び職務内容・提出書類に関すること)

川崎市環境局環境総合研究所

〒210-0821 川崎市川崎区殿町3丁目25-13

川崎生命科学・環境研究センター3階

(研究所を見学することも可能です。来庁される際は事前に御連絡ください)

電話 044-276-9001

FAX 044-288-3156

メール 30sojig@city.kawasaki.jp

受付時間：月曜日から金曜日まで(祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

(申込に関すること)

川崎市総務企画局人事部人事課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2127 (直通)

受付時間：月曜日から金曜日まで(祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分